

# 福島県スポーツ推進委員協議会の共催 及び後援等名義使用承認事務取扱要綱

## (趣旨)

第1 この要綱は、福島県スポーツ推進委員協議会（以下「県ス推」という。）が県ス推以外の事業主体者の行うスポーツ・レクリエーション関係事業等について共催、後援の名義使用を承認する場合の基準及びその他必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2 この要綱において、次の号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める。

- 1 共催  
事業の企画並びに運営に参画し、共同主体者として責任を分担することをいう。
- 2 後援  
事業の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

## (主催・後援の使用名義)

第3 共催・後援について使用する名義は「福島県スポーツ推進委員協議会」とする。

## (承認の基準)

第4 福島県スポーツ推進委員協議会会長（以下「会長」という。）は、事業の主催者から共催等の申請があったときは、次の各号に掲げる基準により審査のうえ、承認するものとする。

- 1 主催者についての基準
  - (1) 国若しくは地方公共団体又はこれらの行政機関
  - (2) 学校等の教育機関又はこれらの連合体
  - (3) 公益法人又はこれに準ずる団体
  - (4) 新聞、テレビ等の報道機関
  - (5) その他会長が認めるもの
- 2 事業内容についての承認基準
  - (1) スポーツ・レクリエーションの向上又は普及に寄与するもので、公益性のある事業であること。ただし、宗教活動、政治活動又はもっぱら営利を主目的とすると認められるものは除く。
  - (2) 参加対象が県民一般に広く及ぶものであること。ただし、内容が特に優れ、本県スポーツ・レクリエーションの向上又は普及に寄与するところが著しいと認められる事業については、この限りではない。
  - (3) 県ス推の方針及び施策に反しないものであること。

## (承認の手続き)

第5 共催等の使用承認を申請する者は、原則として共催等承認申請書（第1号様式）を開催期日1月前までに会長に提出しなければならない。

- 2 会長は前項の申請書を受理したときは、速やかに承認の諾否を文書（第2号様式）で通知するものとする。

## (添付書類)

第6 前条に規定する申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 主催者の存在及び基礎を明らかにする書類
- (2) 役員その他事業関係者の住所及び役職名簿等を明らかにする書類
- (3) 事業の目的及び計画を明らかにする書類（予算書を含む）

(承認の条件)

第7 共催等名義使用を承認する場合は、次の条件を付すること。

- (1) 県ス推共催等である旨を開催要項等に明記すること。
- (2) 行事開催に当たり申請内容を変更しないこと。違反が認められた場合には、承認を取り消す場合がある。
- (3) 申請内容等を変更せざるを得ない事由が生じた場合には、速やかに届け出て改めて承認を受けること。
- (4) 行事終了後、1月以内に実績報告書(第3号様式)を提出すること。

(事務処理)

第8 承認の事務は、県ス推に関する事務を所管する福島県文化スポーツ局スポーツ課において処理する。

- 2 事務の決裁は、スポーツ課長が専決できる。

(補則)

第9 共催等の承認にあたっては、特に行事の目的、内容、規模、安全対策、主催者の信用度等を慎重に考慮するものとする。また、承認についても過去の実績にこだわることなく行事の精査、精選を行い、単に名義貸しとなることは厳に避けること。

- 2 過去に承認の条件に反したのものには、新たな承認は行わないこと。
- 3 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項及び承認の取扱いは別に定めるものとする。

(附則)

- 1 施行日

この要綱は、平成10年10月15日から施行する。

- 2 一部改正

平成20年4月1日

平成24年5月8日